

# 市役所からの お知らせ



\*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/



固定資産の  
資料の縦覧と閲覧

縦覧・閲覧に関する問い合わせは、資産税課各担当へどうぞ。

土地担当 ☎(8666)2056

家屋担当 ☎(8666)2057

償却資産担当 ☎(8666)2836

■縦覧：自分の土地・家屋の評価額とほかの評価額を比べる

縦覧期間 ▶ 4月1日(火)から6月2日(月)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 ▶ 資産税課(市役所1階)

縦覧できるかた ▶ 納税者、納税者と同居の親族(同一世帯に限り)、納税管理人、納税者の代理人(委任状が必要です)

縦覧できるもの(内容) ▶ 土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、評価額)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、床面積、構造、建築年、評価額)

持ち物 ▶ 納税通知書や運転免許証など本人であることを証明できるもの。法人は「法人名入りの印」を押した申請紙または委任状

\*この制度は自己所有の資産評価が適正かどうかを確認してもらうものです。趣旨からはずれる場合は、お断りする場合があります。また、縦覧帳簿の写しは交付しません。

■閲覧：課税内容を確認する

閲覧期間 ▶ 4月1日(火)から通年(平日)

閲覧場所 ▶ 資産税課(市役所1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅前サービスセンター

閲覧時間 ▶ 午前8時30分～午後5時15分(駅前サービスセンターは午前9時～)

閲覧できるかた ▶

① 納税義務者、納税義務者と同居の親族(同一世帯のみ)、納税管理人、納税義務者の代理人(委任状が必要)：納税義務者本人が所有する固定資産を閲覧できます

② 土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた：当該権利のある土地部分を閲覧できます

③ 家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた：当該権利のある家屋部分およびその敷地の土地部分を閲覧できます

④ 固定資産の処分をする権利を有するかた：当該権利のある土地・家屋を閲覧できます

閲覧内容 ▶ 固定資産課税台帳(所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額、年税額など)

\*固定資産課税台帳の写しを交付します(無料)。

持ち物 ▶ ①のかたは、納税通知書や運転免許証など本人であること証明できるもの。②～④のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)。法人は「法人名入りの印」を押した申請紙または委任状

\*平成26年度固定資産税の納税通知書は、5月8日(木)に発送する予定です。

学生のみなさんへ  
国民年金保険料の  
支払いが猶予できます

国民年金には、保険料の納付が困難な学生の支払いを猶予する「学生納付特例制度」があります。  
対象 ▶ 大学、短大などの在学学生で、前年所得が118万円以下(扶養親族がいる場合、額が変わります)のかた、または失業などの理由があるかた

\*平成25年度にこの制度に承認されるかたには、別途、日本年金機構から申請書が郵送されます。

猶予期間など ▶

この制度の承認期間は、老齢基礎年金や障害基礎年金などの年金受給資格期間に参入されます。ただし、老齢基礎年金の受給額には

反映されません。

承認期間中の保険料は、追納することで将来の年金額を増やすことができます。詳しくは、お問い合わせください。

申請に必要なもの ▶ 年金手帳、学生証(コピー可)または平成26年4月1日以降に取得した在学証明書、印鑑(本人署名の場合は不要)

\*会社などを退職して学生になったかたは、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など(コピー可)が必要。

免除申請が可能期間 ▶

今年4月から新たに、申請が受理された月の2年1か月前から当該年度末まで申請できるようになります。申請書1枚で1年度分(4月～翌3月)の申請です。

今年4月に申請が可能期間 ▶

平成26年4月1日(火)～30日(水)の間で免除申請が可能期間は、平成24年4月～27年3月分の保険料です。

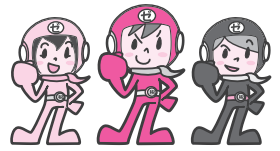
申請窓口(平日のみ) ▶ 国保年金課

(市議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅前サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

●問い合わせ ▶ 国保年金課国保年金資格担当 ☎(8666)2097

秋田年金事務所国民年金課

☎(8665)2399



### 3月は市税完納 強調月間です

納期限を過ぎた市税で納め忘れがあるかたは3月中に納付されるようお願いいたします。市税の納付は便利な口座振替のご利用を。

**市税の休日納付窓口**：市県民税、固定資産税、軽自動車税などの納付を受け付けるほか、納税相談も受け付けます。

**開設日**：3月21日(金)・22日(土)・23日(日)、午前8時30分～午後5時15分  
**開設場所**：市役所2階の納税課

#### ●問い合わせ

納税課 ☎(866)2058

### 4月から新規創業と設備投資への支援を強化

**新規創業者への支援強化**：創業しているかた、または創業予定のかたに対し、融資(創業資金)の利子補給を行います。秋田商工会議所などが開催する「起業塾」の修了者や、「チャレンジオフィスあきた」に入居されたかたなどが対象です。

#### 融資あつせん制度内容

**創業資金**：貸付限度額1千500万円／返済期間10年以内／年利は2.45%／利子補給は借り入れから3年間は1%／保証料は市が全額補助／実質負担金利1.45%

**設備投資への支援強化**：返済期間を7年から10年に延長します。中小製造業設備資金の利子補給期間も延長します。

#### 融資あつせん制度内容

① **中小製造業設備資金**：貸付限度額1億円／返済期間10年以内／年利は2.95%／利子補給は全期間2%／保証料は必要による(市の補助はなし)／実質負担金利は0.95%プラス保証料額に応じて

② **産業活力創造資金(新分野進出資金枠)**：貸付限度額1千万円／返済期間10年以内／年利2.45%／利子補給は借り入れから3年間は1%／保証料は市が全額補助／実質負担金利1.45%

#### ●問い合わせ

商工労働課 ☎(866)2429

### 消費税は適正に 価格に転嫁しましょう

消費税の転嫁(上乘せ)拒否などの行為(減額、買いたたき、商品購入の強制、本体価格での交渉拒否、報復行為など)は法律で禁止されています。

中小事業者などによる消費税増税分の適正な価格転嫁が実施されるよう、国や市では次の対策を行っています。

● **転嫁拒否、広告・宣伝、消費税の総額表示、便乗値上げなどの**

相談は：内閣府の消費税価格転嫁等総合相談センター  
☎0570-2000123

#### ●消費税の転嫁拒否行為があつた」などの情報提供は：秋田市

商工労働課 ☎(866)2429

### 農業の多面的機能を 維持する活動を支援

平成26年度から、農業の多面的機能(※)維持のための地域活動や営農活動に対して支援を行う「日本型直接支払制度」が始まります。※国土や自然環境の保全、良好な景観の形成など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる機能のこと。

#### 支援対象

① **農地維持支払**：農業者が行う共同活動で、農地の法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など

② **資源向上支払**：農業者と地域住民などが行う共同活動で、水路、農道の軽微な補修など

#### 交付金の単価(10アあたりの額)

① **農地維持支払**：田の場合 3千円、畑の場合 2千円  
② **資源向上支払**：田の場合 2千400円、畑の場合 1千440円  
\* 交付金は、活動組織へ交付され、共同で行った作業の日当代などに充てるものです。個人へ直接

交付されるものではありません。

#### ●申し込み 農地森林整備課

☎(866)2117

### 麻しん(はしか)患者が 増加しています

国内の麻しん患者が、昨年の同期と比べ大幅に増えています。その多くが海外(特にフィリピン)で感染したと推測されます。

麻しんは感染力が強く、空気感染などにより人から人へうつりまも効果的です。定期接種対象年齢のお子さんや、海外の流行している地域(フィリピン、中国、ラオスなど)へ渡航を予定しているかたは、早めに予防接種を済ませましょう。

#### 定期接種の対象者(無料)

麻しん風しん混合ワクチンを2回接種します。

・第1期は、1歳から2歳までの間(2歳の誕生日の前日まで)  
・第2期は、5歳以上7歳未満(小学校就学前の1年間)

#### 定期接種の対象者以外のかた(有料)

渡航前に麻しんの予防接種を受けていないかた、麻しんにかかったことがないかたは、任意の予防接種をご検討ください。

#### ●問い合わせ

健康管理課 ☎(883)1179